

健康危機等における防疫業務の協力に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）とは、愛媛県内において、感染症、特定家畜伝染病、自然災害その他何らかの原因により人の生命と健康が脅かされる事態等（以下「健康危機等」という。）が、発生した場合の防疫活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、愛媛県内において、健康危機等が発生し、その被害が広範囲にまたがるおそれのある場合に、消毒、害虫防除などの業務（以下「防疫業務」という。）を迅速かつ円滑に実施するため、甲が乙に対して協力を要請する際の必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、健康危機等の発生に伴い、感染症発生のおそれがある場合又は感染症が発生し、その被害が拡大するおそれがある場合において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第27条第2項、第28条第2項及び第29条第2項の規定に基づく市町による防疫業務が困難なため、当該市町からの要請に基づき甲が防疫業務を実施する場合に、必要と認めるときは、乙に防疫業務の実施を要請するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、甲から防疫業務の実施要請があった場合、甲の指定する日時及び場所に速やかに出動し、甲の指示に従い、業務を行うものとする。

2 防疫業務に必要な薬剤及び機材等は、乙が確保するものとする。

（乙の責務）

第4条 乙は、次の事項について十分配慮するものとする。

- (1) 出動要請に迅速に対応できるよう、機材等は常時使用可能な状態に整備しておくとともに、必要な薬剤を確保するなど、常に体制を整えておくこと。
- (2) 研修会等を開催し、常に防疫業務に関する技術の向上を図ること。
- (3) 業務実施に当たっては、細心の注意を払い、事故防止に努めるとともに、患者及び関係者等に対して、人権等への配慮がなされるよう万全を期すこと。
- (4) 業務上知り得た事項を第三者に漏らさないこと。
- (5) 被災のため、防疫業務が実施できない場合、他の都道府県のペストコントロール協会の協力を得て業務を実施できる体制を整えておくこと。

（費用弁償）

第5条 甲の要請に基づき乙が防疫業務を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとし、その負担額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 防疫作業体制の編制及び派遣に要する経費
- (2) 防疫業務に使用した薬剤等の実費
- (3) 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間を延長し、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年7月5日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県

知事

中村 時本



乙 愛媛県松山市桑原三丁目1番54号

愛媛県ペストコントロール協会

会長

渡部 賢吾

